

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 7 月 29 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	3件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500151号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500043号

第1 結論

請求者の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和57年1月1日、資格喪失年月日を同年6月21日とし、同年1月から同年5月までの標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

昭和57年1月1日から同年6月21日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和57年1月1日から同年6月21日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年10月5日から昭和57年6月21日まで

請求期間において、株式会社Aに勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うが、年金記録によれば、厚生年金保険の被保険者となっていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 雇用保険の被保険者記録によれば、請求者は、株式会社Aに係る資格を昭和56年10月5日に取得し、昭和57年6月20日に離職していることが確認できる上、事業主及び当時の同僚が、「期間は特定できないものの、請求期間当時、請求者は勤務していた。」と回答していることから、請求者が請求期間において同社で勤務していたことが認められる。

また、請求者は請求期間のうち、昭和57年1月分の給与支払明細書、同年2月分及び同年3月分の賃金台帳兼所得税源泉徴収簿を保管しており、これらによれば、同年1月から同年3月までの期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

さらに、請求期間において株式会社Aに係る厚生年金保険の被保険者資格のある同僚の被保険者資格喪失日を調査したところ、該当する6人全員が雇用保険の離職日の翌日に資格喪失していることから、請求者も、雇用保険の離職日である昭和57年6月20日まで同社に勤務し、同年4月及び同年5月についても給与から厚生年金保険料を控除されていたものと推認される。

加えて、請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの

標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和 57 年 1 月 1 日、資格喪失日に係る記録を同年 6 月 21 日とし、当該期間に係る標準報酬月額については、給与支払明細書及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿で確認できる厚生年金保険料控除額から 9 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時の人事資料はないものの、保険料を控除していたのであれば、納付したとしているが、請求期間及びその前後の期間において株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿に請求者の名前はなく、整理番号に欠番は見当たらないことから、請求者に係る厚生年金保険の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和 57 年 1 月 1 日から同年 6 月 21 日までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、請求期間のうち昭和 56 年 10 月 5 日から昭和 57 年 1 月 1 日までの期間については、前述のとおり、請求者は請求期間において株式会社Aで勤務していたことが認められる。

しかしながら、請求者は、当該期間に係る給与支払明細書及び賃金台帳兼所得税源泉徴収簿を所持していない上、事業主も請求期間当時の人事資料がないと回答しており、厚生年金保険料の控除が確認できない。

また、事業主及び同僚は、「株式会社Aでは、入社後、数か月程度の試用期間があり、その間は厚生年金保険や健康保険には加入していなかった。」と回答しているところ、請求期間当時の複数の同僚に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、雇用保険の被保険者資格の取得日より 1 か月以上遅れていることが確認できることから、同社では、請求期間当時、入社と同時に厚生年金保険に加入させない取扱いであったものと考えられる。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500019号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500024号

第1 結論

昭和44年*月から昭和45年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年*月から昭和45年3月まで

私は、夫が60歳になり年金の受給手続きをした際、私の国民年金に4か月の未納期間があることを初めて知らされた。国民年金保険料や税金等の納付書が届いたものについては、家族全員分納付しなかったことはなく、請求期間についても、誰が、国民年金の加入手続きを行い、いくら保険料を納付したかなど具体的なことは分からないが、A市役所から納付書が届けば、保険料を納付していたはずなので、未納とされていることに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A市役所から請求期間に係る国民年金保険料の納付書が届いていれば、その保険料の納付期限日までに納付したはずであると主張しているものの、請求者は、自身の国民年金の加入手続き及び保険料納付について、誰が、いつ、どこで行ったか等について分からないとしており、同居の親族も具体的なことは分からないはずであると陳述していることから、当時の具体的な納付状況等は不明である。

また、A市の請求期間を含む昭和44年度の第4期(昭和45年1月から同年3月まで)の国民年金保険料納付期限は昭和45年3月31日である一方、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和45年4月15日に払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、その前後の記号番号における任意加入者の資格取得日から同年4月に国民年金の加入手続きが行われたことが推認されることから、同市は、同年4月に国民年金の加入手続きを行った者について、昭和44年度の国民年金保険料納付書は発行していないと推測されると回答している。

さらに、請求者の当時の同居親族4人の国民年金被保険者台帳によると、いずれも請求期間の一部を含む昭和44年1月から同年12月までの国民年金保険料を同年1月13日に前納していることが確認できるが、その時点で請求者は19歳であり、国民年金には加入することができない時期であるほか、請求者提出の昭和44年度国民年金保険料納付書兼領収証書により、同居親族4人のうち3人は、昭和45年1月から同年3月までの保険料を、請求者の国民年金手帳記号番号が払い出される前の同年4月6日に納付していることが確認できることから、請求者は同居親族と一緒に請求期間に係る保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家

計簿、確定申告書等) はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500092号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500025号

第1 結論

昭和43年*月から昭和47年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和43年*月から昭和47年2月まで

請求期間当時、私は、A農場(現在は、Aナーセリー)に研修生として住込みで働いており、同農場の当時の農場主が、私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしてくれたので、請求期間に係る保険料の納付記録がないことに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時勤務していたA農場の農場主が、国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料を納付してくれたと主張している。

しかしながら、Aナーセリーは、請求期間当時の農場主は既に他界し、当時の資料もないことから、当該農場主が請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったか否かについて不明と陳述している上、請求者自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、当時の加入手続及び保険料納付の具体的な状況が不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入者の資格取得日から、請求期間後の昭和51年9月から同年11月までの間に払い出されたものと考えられ、請求者が所持する年金手帳には、はじめて国民年金の被保険者となった日は昭和49年10月1日と記載され、国民年金被保険者名簿及びオンライン記録の被保険者資格取得年月日と一致しており、請求期間は国民年金の未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することができない上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより請求者に別の記号番号が払い出されているか調査したが、該当の記号番号は見当たらない。

さらに、請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500047号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500026号

第1 結論

昭和59年*月から同年10月までの請求期間、昭和61年7月から同年12月までの請求期間、平成4年4月から平成5年3月までの請求期間及び平成5年5月から同年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和59年*月から同年10月まで
② 昭和61年7月から同年12月まで
③ 平成4年4月から平成5年3月まで
④ 平成5年5月から同年9月まで

請求期間①及び②に係る国民年金保険料については、時期は不明だが、それぞれ督促状が届いたので、その都度Aコミュニティセンター内のB市役所(現在は、C市役所)の支所でまとめて納付した。

請求期間③及び④に係る国民年金保険料については、納付済みとなっている平成5年4月の分と合わせて、平成5年10月頃に自宅に来た市の集金人に15万7,500円をまとめて納付した。

請求期間①から④までに係る国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②については、請求者の国民年金手帳記号番号が、その前後の被保険者の資格取得処理年月日により、平成5年10月頃に払い出されたと推認されること、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金の被保険者資格取得日及び喪失日は、オンライン記録により、平成5年10月4日に入力処理されていることが確認できることから、請求期間①及び②当時、請求者は国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者の国民年金手帳記号番号とは別の記号番号が請求者に対して払い出されているか国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより調査したが、該当の記号番号は見当たらず、請求者も別の記号番号が記載された年金手帳を所持していない。

請求期間③及び④については、請求者が当該期間に係る国民年金保険料を納付したとしている平成5年10月の時点で、請求期間③に係る保険料は過年度保険料となり、市が収納することができないことから、市の集金人が請求期間③に係る保険料を収納したとは考え難い上、請求期間③を除くと、納付済みとなっている平成5年4月と請求期間④に係る保険料の合計額(6万3,000円)は、請求者が納付したとしている保険料額(15万7,500円)と大きく異なる。

また、請求者が請求期間①から④までに係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が

納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から④までに係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500137号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500044号

第1 結論

請求期間について、請求者のA法人における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年3月26日から昭和59年3月21日まで

年金記録を確認したところ、A法人の厚生年金保険資格喪失日が第一子出産後の昭和56年3月26日となっている。

しかし、昭和52年9月に入社し、昭和59年3月まで常勤で継続して勤務していたので、厚生年金に加入していたと思う。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言により、請求者は請求期間にA法人に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A法人は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡している上、当時の事業主の親族も「A法人は平成16年に閉院している。同院に関する資料は保管しておらず、当時のことをわかる従業員もいない。」と陳述していることから、請求者の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、請求期間にA法人において厚生年金保険被保険者記録の確認できる同僚36人に照会したところ、請求者と同様に、常勤で勤務していたとするものが17人確認できたが、そのうち複数の者が「常勤で勤務していたものの、厚生年金に加入していなかった。」と陳述している。

さらに、A法人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における請求者の厚生年金保険の資格喪失年月日は昭和56年3月26日と記載されオンライン記録と一致しており、同名簿には昭和56年4月20日に健康保険被保険者証が返納されたことが記録されている。

このほか請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。